

工事請負契約書(乙)

出雲市(以下「発注者」という。)と受注者とは、下記のとおり工事請負契約を結ぶ。

- 1 工事名 -----
- 2 工事場所 -----
- 3 工期 着手 令和\_\_\_\_年(\_\_\_\_)\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
完成 令和\_\_\_\_年(\_\_\_\_)\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- 4 検査及び引渡の時期 完成届出の日から14日以内に検査することとし、検査の合格の通知をもって引渡とする。
- 5 請負代金額  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 )
- 6 支払方法 発注者は請負代金を完成引渡後、請求を受けた日から40日以内に受注者に支払う。
- 7 解体工事に要する費用等 該当なし
- (1) 解体工事に要する費用
- (2) 再資源化等に要する費用
- (3) 分別解体等の方法
- (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 \_\_\_\_年(\_\_\_\_) \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

出雲市今市町70  
発注者 出雲市  
出雲市長

住所-----

受注者 -----

(注) 下線部分は記載対象部分です。実際の契約する際は除いてください。

解体工事に要する費用の欄は該当なしを記入してください。

(一括下請の禁止及び権利の承継)

第1条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請負わせ又は契約によって生ずる権利若しくは義務を発注者の承諾を得ずに譲渡し、承継させ、若しくは担保に供してはならない。

(工事の変更中止等)

第2条 発注者は必要がある場合には、工事内容を変更し、若しくは工事を一時中断し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において請負金額又は工期を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において受注者が損害を受けたとき、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者とが協議してこれを定める。

3 不可抗力によるか、又は正当な理由があるときは、受注者はすみやかにその事由を示して、発注者に工期の延長を求めることができる。このとき工期の延長日数は発注者と受注者とが協議して定める。

(危険負担)

第3条 天災地変、風水火災、その他発注者及び受注者のいずれにもその責めに帰することのできない事由などの不可抗力によって工事の既済部分又は工事現場に搬入した検査済工事材料について損害を生じたときは、受注者は事実発生後すみやかにその状況を発注者に通告しなければならない。

2 前項の損害で重大なものについて受注者が善良な管理者の注意をしたと認められるときは、その損害額と発注者及び受注者の負担額を発注者と受注者とが協議して定める。

(請負代金の変更)

第4条 つぎの各号のいずれかにあたる時、当事者は請負代金又は工事内容の変更を求めることができる。

(1) 工期内に材料、役務等の統制額又は一般職種別賃金の変更により請負代金が明らかに不相当であると認められるとき。

(2) 工事が長期(期間は当事者協議して定める)にわたる場合、この工期内に租税の変更、物価賃金の変動によって請負代金が明らかに不相当と認められるとき。

(3) 一時中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合請負代金が明らかに不相当と認められるとき。

(4) 水道、電気、ガスに関する事業主体の直轄工事に関して、これらの事業費の増減があり、請負代金が明らかに不相当と認められるとき。

2 請負代金又は工事内容を変更するときは、発注者と受注者とが協議のうえその金額を定める。ただし、協議が整わないときは発注者が定め、受注者に通知する。

(第三者の損害)

第5条 施工のため、第三者の生命、身体に災害を及ぼし、財産などに損害を与えたとき又は第三者との間に紛議を生じたとき、受注者はその処理解決にあたる。但し、発注者の責めに帰する事由によるときはこの限りでない。

2 前項に要した費用は受注者の負担とする。但し、発注者の責めに帰する事由によって生じたときは、その費用は発注者の負担とし、必要によって受注者は工期の延長を求めることができる。

(支給資材、貸与品)

第6条 発注者が受注者に支給する工事資材及び貸与する建設機械器具の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、支給資材及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(着手、完成、検査、引渡)

第7条 受注者は、工事に着手及び完成したとき、発注者に通知し、完成時発注者はこれに応じて、受注者の立会のもとに検査を行う。ただし、発注者の指示により、着手通知については省略することができる。

2 検査に合格しない時、受注者は発注者の指定する期間内にこれを補修又は改造して、発注者の検査を受ける。

3 完成引渡までに、受注者は発注者の指示にしたがって仮設物の取り払いその他跡片付けなどの処置を行い、その後すみやかに発注者に引渡すること。

(履行遅滞、違約金)

第8条 受注者が契約の期間内に、工事の完成引渡ができない遅滞にあるとき、発注者は出来形部分に相当する請負代金を控除した額につき、遅滞日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の率」という。)を乗じて計算した違約金を受注者に請求することができる。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、請負代金の支払いが遅れた場合、受注者は未受領金額につき、遅滞日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(紛争の解決)

第9条 この契約の各条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法に規定する島根県建設工事紛争委員会のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

(補則)

第10条 この契約に定めのない事項を定める場合は、出雲市建設工事請負契約約款に準拠するものとし、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。